回覧

"いつか"に備えて今から始める

参加無料

## 終活・相続セミナー & 個別相談会

御自身や親御さんのこと「まだまだ先のことだから」「相続手続は急がなくていいから」と思われるかもしれません。しかし、令和6年4月1日から相続登記が義務化され 3年以内に登記しなければなりません(過去に発生している相続登記も対象です。)。

また、元気な今だからこそできることがあります。本セミナーを通して、将来のこと や今やるべきことについて、一緒に考えてみませんか?

## このようなお悩みありませんか?

- □ 土地や建物の名義変更はどうするの?
- □ 相続が争族(争う家族)とならないためには?
- □ 名義が祖父(又は曾祖父)のままの土地がある。
- □ 遺言書は残した方がいいの?
- □ 認知症リスクへの備えはどうすればいいの?



日時 令和7年10月31日(金)13:30~場所 泉崎村役場 第二村民ホール

【講演会】13:30~15:00 『終活・相続に必要な手続について』 講師:福島地方法務局白河支局 支局長 佐藤 義治 氏

【司法書士による個別相談会】15:00~17:00 予約制 30分まで相談担当:司法書士 久保木正信 氏



▶ 相談予約は、下記電話番号に電話で予 約してください。

▶ 予約受付期間は、<u>令和7年10月30日</u> (木)まで

(ご予約・お問合せ)

税務課

TEL 0248-53-2113

主催 泉崎村。福島県司法書士会